

～～～「手数料返戻金制度」基本契約書 抜粋～～～

(甲)＝求人会社 (乙)＝株式会社アイテック

第4条 (被紹介者の退職に対する報酬の返還)

被紹介者が甲に入社後3ヶ月以内に、本人の責めに帰すべき事由により解雇され、または、自己の都合により甲を退職した場合、乙は甲に対し、以下の定めに従い、成功報酬の一部を返還しなければならない。

- (1) 入社日から1ヶ月以内に退職した場合
成功報酬の80%およびその消費税に相当する額
- (2) 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合
成功報酬の50%およびその消費税に相当する額